

WTO 及び FTA/EPA の関税譲許における HS 品目表の役割に関する考察

鶴 田 仁

Abstract

The Harmonized System has been adopted widely in schedules of tariff concessions in the WTO and EPAs to ensure greater uniformity among members in customs classification for trade facilitation. The Harmonized System once amended several years in order to keep up-to-date in the light of changes in technology or in patterns of international trade. For the modification of schedules of concessions, since the approval of the members concerned is required, several versions of the Harmonized System have been respectively applying internationally as well as domestically. This paper indicates some mutual solutions on this, based on present economic law systems especially in Japan.

Keywords: Tariff Concession, Customs Classification, Harmonized System, TPP, ITA

キーワード：関税譲許，関税分類，統一システム

1. はじめに

環太平洋パートナーシップ（以下、「TPP」という。）協定交渉が2015年10月5日に大筋合意した。今後、協定条文、各国の物品の貿易の譲許表及びサービスの貿易の約束表等の精査が行われた上で、参加国代表による署名が行われ、国内手続きを経て、TPP協定が発効することとなる。

また、WTOの情報通信機器の関税撤廃の対象品目拡大交渉が2015年12月16日にケニアのナイロビで開催されていたWTO第10回閣僚会議の際に最終合意し、各交渉参加国のWTO譲許表を基にした関税削減が行われることとなる。

このTPP交渉や、ITA対象品目拡大交渉における物品の貿易に関する市場アクセス交渉については、各国の関税撤廃・削減等の約束内容を記載した表（以下、「譲許表」という。）をWTO協定やTPP協定に附属することに

より、国際的な法的義務を課して、各国の約束の実施を担保することとなる。この市場アクセス改善の対象となる品目は多岐にわたるため、これまでのWTO・EPAの譲許表と同様に、国際的な商品分類である商品の名称及び分類についての統一システム¹（以下、「HS」という。）により、個々の品目の関税率等を記載することとなる。

一方、HSは、技術、国際貿易の態様の変化に照らして最新のものにするために、必要の都度、改正が行われている。これまでに、1988年の施行後、1992年、1996年、2002年、2007年、2012年の5回の改正²が行われており、各国の関税率表については、累次のHS改正に合わせて修正されており、常に最新のHSに基づいた関税率表となっている。一方、WTO・EPAの譲許表については、修正のための国際的な手続きが必要となることから、HS改正のタイミングに譲許表修正が間に合わず、様々な版のHSに基づいた譲許表が混在している状況にある。この点について、

大きな問題としては、……関税譲許表で用いられる商品分類に関するHSコードの問題がある。具体的には、FTAが規定するHSコードと通関実務で使用されるHSコードの基準年が異なっている。いわゆるHSコードの世代間ギャップの問題が一つであり、もう一つは原産地証明書に記載されたHSコードとEPA相手国（輸入国）税関の判断とが異なるという問題である。前者に対しては、問題が深刻化していることから早急な対応が必要であり、後者の問題に対しては、EPA相手国との「協力」を通じて問題を解決すべきである。（浦田、2014）

といった問題が指摘されているところである。

1 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（昭62条約14号）（以下、「HS条約」という。）附属書に定める品目表をいう。

2 以下、各々を「HS1992」、「HS1996」、「HS2002」、「HS2007」、「HS2012」という。

現在、2017年の HS 改正に向けた準備作業が行われていることも踏まえ、本稿では、複数の版の HS が混在している現状について、背景、理由の分析を試みて、解決策の一案を提示することとしたい。また、新たに策定された WTO 貿易円滑化協定においては、事前教示について規定されていることから、事前教示と HS 改正の関係についても論じることとしたい。

2 . HS 条約改正

(1) HS

経済のグローバル化が進展し、国際貿易が拡大しているなか、各国の関税率表等の関税制度が異なると、予見可能性が確保できず、国際貿易の障害となることから、各国の関税率表の品目分類を統一する作業が行われてきている。

HS は、1983年に世界税関機構（以下、「WCO」という。）で作成された商品の品目表で、1988年1月1日に発効し、2015年6月末現在で153の国・地域³が HS 条約の締約国となっている。HS は、6桁のコードによって約5,000の商品グループを識別している。HS 条約締約国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表に関して、6桁のコードを全て採用することが義務付けられており、これにより、貿易統計の国際比較が可能となっている。また、各国の統一的な分類のために、解釈のための通則も HS の一部とされている。

HS 条約締約国は、HS の6桁のコードに加えて、国内の細分を設けることができることとされており、日本の場合は国内細分3桁を加えた9桁のコード⁴を採用している。

3 WCO (2015) 参照。

4 NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) で輸入申告する場合は10桁のコードとなる。

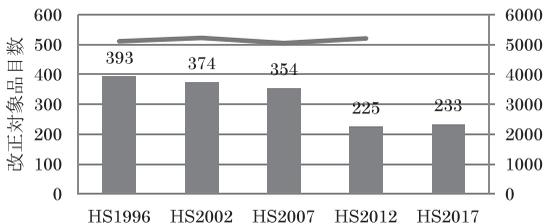
HSは、種々の運送方法における運賃表、運送統計のために使用されたり、商品の名称及び分類に関する商業用のシステムに導入されたり、輸出入貿易統計と生産統計との間の緊密な相互関係を即したりと、その用途は多岐にわたっている。

なお、HSの前身は、1950年にブラッセルで作成された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約⁵（BTN⁶）である。BTNは、1974年に関税協力理事会品目表（CCCN⁷）へと名称が変更されている。アメリカ、カナダ等がこのCCCNを採用していなかったことから、全世界共通の品目表としてHSが策定されることとなった。

(2) HS改正

HS条約は、特に、利用者の要請及び技術又は国際貿易の態様の変化を考慮し、望ましいと認める改正を行う⁸こととされており、1988年の発効後、HS1992、HS1996、HS2002、HS2007、HS2012との5版のHS改正が行われており（資料1参照）、平均すると品目数の5%前後の品目が改正の対象となっている。次の改正は2017年に行う⁹ことが決定されている。

（資料1）HS改正の概要



（出典）WCO資料より著者作成

5 Convention on Nomenclature for the Classification of Goods in Customs Tariffs

6 Brussels Tariff Nomenclature の略称。

7 Customs Cooperation Council Nomenclature の略称。

8 HS条約7条1(a)参照。

9 以下、「HS 2017」という。

(3) HS 改正手続

HS は、WCO の下に設立された統一システム委員会（以下、「HS 委員会」という。）によって運用されており、HS 改正については、HS 委員会の任務の1つとして、HS 条約の改正を提案することとされている。

HS 委員会は、HS 条約の締約国の代表者で構成¹⁰され、条約改正の提案の他にも、HS の解釈のための解説書（Explanatory Notes）、分類に関する意見書（Classification Opinions）、その他の助言（advice）を起案（prepare）すること、HS の統一的な解釈及び適用を確保するための勧告（recommendations）を起案すること、等を行う¹¹こととされている。

各締約国は1票の投票権¹²を有しており、個別の分類問題についての意思決定は多数決¹³で行われることとされている。

また、HS 委員会で決定された改正案については、理事会で検討され、HS 条約締約国が、再検討のために HS 委員会への付託を要請しない限り、締約国に対し当該改正案を勧告することとされている。

(4) HS 2017の概要

WCO は、2014年6月の理事会で、2017年1月1日に HS を改正することを決定した。改正内容は、233品目にわたり、品目数としては、水産品と化学品で約半分を占めている（資料2参照）。

改正内容としては、食料安全保障、資源保護、公衆衛生等の社会的な課題に対応するものと、技術・貿易の態様の変化に対応するものに大別される（資料3参照）。

10 HS 条約 6 条 1 参照。

11 HS 委員会の任務については、HS 条約 7 条 1 参照。

12 HS 条約 6 条 4 参照。ただし、EU 等の関税同盟の締約国に関しては、全体として1票とされている。

13 HS 委員会手続き規則19条 4 参照。

(資料2) HS 2017改正233品目の内訳

セラミック 6						
水産品, 85	化学品, 45	木材 13	繊維 製品 15	機械 25	輸送 機器 18	その他 26

(出典) WCO 資料より著者作成

(資料3) HS 2017の主な改正内容

	改正目的	関係条約・国際機関
水産品	食料安全保障, 資源保護のための実態把握	FAO (国連食糧農業機関)
化学品	有害化学物質, エフェドリンを含有する医薬製剤の監視	化学兵器条約, 国連麻薬統制委員会, ロッテルダム条約
木材	絶滅危惧種の保護, 熱帯木材の管理	
繊維製品	抗マラリア製品の実態把握	
セラミック	取引実態に対応	(貿易の態様の変化)
機械	LED等の技術革新に対応	(技術の変化)
輸送用機器	ハイブリッド等の技術革新に対応	(技術の変化)

(出典) WCO 資料より筆者作成

3. 関税譲許表

(1) WTOにおける関税譲許

イ. 関税譲許

1994年の関税及び貿易に関する一般協定¹⁴(以下、「ガット」という。) 2条 1 (b)は

「いずれかの締約国の譲許表の第一部に掲げる産品に該当する他の締約国の領域の産品は, その譲許表が関係する領域への輸入に際し, その譲許表に定める条件又は制限に従うことを条件として, その譲許表に定め

14 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約15号)附属書

る関税をこえる通常の関税を免除される。」

と規定しており、関税交渉における合意内容を当該国の譲許表 (Schedule of concessions) に記録することにより、当該国は関税を譲許 (concession) することとなる。なお、WTO 協定附属書 A のマラケシュ議定書に附属する各 WTO 加盟国の譲許表は、WTO 協定が効力を生じた1995年1月1日から、1994年のガットに附属する譲許表となり (マラケシュ議定書パラ1)、1994年のガットの不可分の一体をなす (ガット2条7項) こととされており、WTO 協定の不可分の一部を成し、ひいては全ての加盟国を拘束 (WTO 協定2条2項) することとなる。

このように、関税譲許は、WTO 加盟国に法的義務を課すことによって、課される関税の上限が明確となり、貿易取引における予見可能性を高める効果があるといえる。

ロ．譲許表

現行譲許表の構成は、ウルグアイ・ラウンド最終譲許表案の構成¹⁵を踏襲しており、関税譲許については、第1部に記載しており、農産品 (第1部第1A節) とその他の産品 (非農産品: 林水産品, 鉱工業品) (第1部第2節) に分かれている。第2部から第4部は関税譲許には関係なく、特惠関税, 非関税, 農業補助金について自由化約束を記録することとされている。

このうち、関税譲許についての譲許表の第1欄には関税率表番号を、第2欄には品名を記載することとされている¹⁶が、関税率表番号及び品名の定義に係る特段の規定は、WTO 協定にはないが、日本をはじめとする多くの WTO 加盟国は、HS 条約の締約国でもあることから、HS 1992に基づいて譲許表を作成している。

15 GATT (1993) MTN.GNG/MA/W/25参照。

16 前掲注15参照。

WTO 譲許表については、HS 改正を適時に反映すべく、修正作業が行われているものの、譲許表の修正に必要な WTO 加盟国からの了解を得るための手続きに時間を要している（後述 4 (1)イ参照）。日本の譲許表の場合、現在のところ、HS2002改正までしか反映されておらず（資料 4 参照）、HS 2012を採用している国定税率と異なる版の HS が混在した状態となっている。

（資料 4）HS 条約改正に伴う日本の譲許表修正

修正内容	WTO での確定日 ¹⁷	効力発生日
96年 HS 条約改正	1996年 2月 8日	1996年 7月 1日
2002年 HS 条約改正	2009年 6月 15日	2011年 10月 1日
2007年 HS 条約改正	修正作業中	-

（出典）WTO 資料より筆者作成

なお、譲許表には、譲許した品目のみが掲げられ、非譲許品目は含まれないことから、全品目が網羅されていることではなく、HS 改正の対象品目が譲許表には記載されていない場合もある¹⁸。

(2) FTA/EPA における関税譲許

一般に、FTA/EPA 協定においては、締約国の原産品について、当該協定に附属する自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げることが規定¹⁹されている。

17 譲許表修正の確認書認証謄本の発出日としている。

18 HS 条約の締約国は、「自国の関税率表における品目表及び統計品目表」に HS の全ての品目を使用する義務が課されているが、譲許表が「自国の関税率表」に該当するか否かは明確とはなっていないが、該当しない場合には、譲許している品目のみを譲許表に使用しても、HS 条約上は問題とはならない。

19 例えば、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平 26 年条約 19 号）（以下、「日豪協定」という。）2.4 条 1 参照。

WTO の譲許表と同様に、関税率表番号、品名、関税率等を記録することとされている。

これまで日本が締結した FTA/EPA 協定においては、締約国間で取引される物品の分類は、HS（統一システム）に適合したものとする旨が規定²⁰されている。また、各 FTA/EPA 協定附属書では、何年に改正された HS によるものか明記されており（資料 5 参照）、協定によっては HS2012を採用している国定税率と異なる版の HS が混在した状態となっている。

TPP については、HS2007に基づいた開税交渉が行われたことから、今後、発効まで一定の期間を要すること、次の HS 改正が2017年1月1日に施行予定であることを勘案すると、TPP の合意内容が HS2007に基づいて施行される際には、国定税率は既に HS2017に切り替わっていることが想定される。

20 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下、「日星協定」という。）12条、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下、「日墨協定」という。）4条、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下、「日馬協定」という。）17条、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（以下、「日智協定」という。）12条、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下、「日泰協定」という。）16条、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下、「日尼協定」という。）18条、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（以下、「日ブルネイ協定」という。）14条、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下、「日 ASEAN 包括協定」という。）14条、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下、「日比協定」という。）16条、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下、「日瑞協定」という。）13条、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下、「日越協定」という。）14条、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（以下、「日印協定」という。）17条、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下、「日秘協定」という。）19条、日豪協定2.2条、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下、「日蒙協定」という。）2.2条参照。

(資料5) FTA/EPA で採用されている HS の版

FTA/EPA	協定発効	HS	FTA/EPA	協定発効	HS
日星協定	2002年11月 2007年9月	HS2002	日比協定	2008年12月	HS2002
日墨協定	2005年4月 2007年4月 2012年4月	HS2002	日瑞協定	2009年9月	HS2007
日馬協定	2006年7月	HS2002	日越協定	2009年10月	HS2007
日智協定	2007年9月	HS2002	日印協定	2011年8月	HS2007
日泰協定	2007年11月	HS2002	日秘協定	2012年3月	HS2007
日尼協定	2008年7月	HS2002	日豪協定	2015年1月	HS2012
日ブルネイ協定	2008年7月	HS2002	日モンゴル協定	未定	HS2012
日ASEAN包括協定	2008年12月	HS2002	TPP	未定	(HS2007)

(出典) 各 EPA 協定条文より筆者作成

(3) 一般特惠関税

一般特惠関税に関しては、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の合意を基に、各国が自主的に開発途上国からの輸入に対して特惠待遇を供与しているもので、国際約束ではないことから、国定税率として、関税暫定措置法（昭和35年法律36号）（以下、「暫定法」という。）で規定しており、HS 条約改正の都度、特惠関税率表も修正されており、常に最新の HS が反映されている。

4. HS 条約改正に伴う譲許表の修正（対外的な手続）

(1) 譲許表の修正

イ. WTO 譲許表

WTO において、譲許を修正（modification）又は撤回（withdrawal）しようとする加盟国は、ガット28条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第28条の解釈に関する了解等の規定に則り、譲許表の修正案を各加盟国に

示し、関心のある加盟国と協議・交渉を行い、必要な修正を行う等の合意を得て初めて当該譲許表の修正内容が確定し、譲許を修正・撤回することができることとなる。

一方、HS 条約改正に伴う譲許表の修正については、実質的な修正を譲許表に加えるものではないことから、通常の譲許表の修正手続よりも簡易な手続きが設けられている。²¹

WTO 設立時の譲許表は HS1992 に基づいていたが、1996 年及び 2002 年に HS 条約は改正されており、各国は順次譲許表の修正作業を行っている。しかし、その修正作業は国際合意を得るために膨大な作業量を要することから、改正 HS 条約の施行日に WTO 譲許表の修正作業が間に合わない状況が常態化している。このため、2012 年の HS 条約の改正に伴う譲許表の修正については、新たに WTO 事務局が各国の譲許表修正案の内容を電子的に検証する手続²²が導入されている。

ロ．EPA 譲許表

日本が締結している EPA に関しては、譲許表の修正に関する規定はあるものの、HS 条約の改正に伴う譲許表の修正に係る特段の規定がある EPA は限られている。

例えば、日豪協定では、

「1 附属書 1（第 2.4 条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の改正（ただし、統一システムの改正を実施するための改正であって、他方の締約国の原産品に同附属書の規定に従って適用される関税の税率の変更を伴わないものに限る。）については、国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、外交上の

21 直近の 2012 年の HS 改正に向けた譲許表の修正手続については、WTO（2011）WT/L/831 参照。

22 WTO（2011）WT/L/834 参照。

公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。』²³

と規定しており、簡易な手続で HS 条約改正に伴う EPA 譲許表の修正が行えることとされている。これは、HS 条約の改正に伴う修正であり、適用される関税の税率の変更を伴わないものとの限定がふされていることから、大平三原則²⁴にいう「すでに国会の承認を経た条約国内法あるいは国会の議決を経た予算の範囲内で実施得る国際約束」に該当するものと思料される。これまでのところ、当該規定に基づいて外交公文の交換により譲許表が修正された例はない。

なお、外交公文の交換により譲許表を改正した場合、改正後の譲許表が、関税法 3 条²⁵の規定に基づいて国内に直接適用されることとなるが、日本国憲法 84 条に規定される租税法律主義²⁶の観点については、適用される関税の税率の変更を伴わないものであることから、実質的な問題はないものと考えられる。

なお、日本が締結している EPA のうち、再交渉が行われた日星協定、日墨協定については、当初の譲許表で用いられた HS をそのまま用いており、新たな版の HS に修正されていない。

以上より、日本が締結している各 EPA の譲許表は協定発効時の譲許表で用いられていた HS がそのままとなっており、国内法令の関税率表で用いられている HS と EPA 譲許表で用いられている HS とでは HS の版が異なっており、複数の版が混在していることとなる。

23 日豪協定 2.22 条（附属書第 1 の改正）参照。日 ASEAN 包括協定 77 条 5，日瑞協定 152 条 2，日越協定 127 条 2，日印協定 145 条 3，日秘協定 223 条 2，日蒙協定 17.3 条 3 に同旨の規定がある。

24 衆議院（1974）参照。

25 「輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。」と規定し、条約の直接適用を認めている。

26 中川（2006）11 頁参照。

(2) 義務の免除（ウエイバー）

イ．WTO 譲許表

WTO では、譲許表の修正手続が改正 HS 条約の施行日に間に合わない場合、HS 条約の締約国である WTO 加盟国は、HS 条約を履行できなくなる事となる。これを中であっても、各加盟国が国内的に改正された HS を実施できるように、ガット 2 条の規定により課される義務の免除（waiver）（以下、「ウエイバー」という。）を認めている。

（資料 6）HS 条約改正時にウエイバー取得した加盟国

	HS2002	HS2007	HS2012
加盟国数	30	25	25

（注）改正施行後にウエイバー取得した加盟国は除く。

（出典）WTO 資料より筆者作成

2012年の HS 条約改正についてみると、EU、アメリカ等の28ヶ国²⁷がウエイバーを取得しており（資料 6 参照）、譲許表の修正手続は完了していないが、国内的に HS2012を実施する範囲でガット 2 条の規定による義務の免除が認められている。2015年11月30日の WTO 一般理事会で決定されたウエイバーの具体的な内容としては、

必要場ある場合には、ガット28条の規定により関係国と速やかに協議・交渉を行うこと

協議・交渉を行う場合、出来る限り2016年12月31日までに完了するよう努めること

本ウエイバー下での協議・交渉結果を実施しない場合、相手国は代償の要求なしに譲許の撤回が可能となること

との条件のもとで、HS 条約改正について国内的な実施を可能とするのに

27 日本の EPA 相手国のなかでは、オーストラリア、インド、マレーシア、メキシコ、フィリピン、シンガポール、スイス、タイが当該ウエイバーを取得している。

必要な範囲で、2016年12月31日までの間、ガット2条の規定の適用を免除する²⁸、というものである。

なお、日本は、本ウエイパーの取得はしていない。これは、日本は WTO 譲許表を国内に直接適用していることから、ウエイパーを取得することにより譲許表適用の義務が免除されると、直接適用するものがなくなることによって考えられる。

ロ．WTO 紛争事案

関税分類に係る紛争事案としては、2015年11月1日現在、ガット2条に係る紛争事案は93件あり、うち40件24事案についてパネル・上級委の報告書が出されている。その中で、関税分類に係る紛争事案である、欧州共同体（以下、「EC」という。）のコンピュータ機器の関税分類事案（以下、「EC コンピュータ機器事案」という。）、ECの冷凍骨なし鶏肉の関税分類事案（以下、「EC 骨なし鶏肉事案」という。）、中国の自動車部品の輸入措置事案（以下、「中国自動車部品事案」という。）、ECの情報通信製品の事案（以下、「EC 情報通信機器事案」という。）の4事案について検討する（資料7参照）。

EC コンピュータ機器事案及びEC 骨なし鶏肉事案については、EC の譲

（資料7）WTO 紛争事案と HS

	協議要請	報告書採択	譲許表解釈の対象となった HS
EC コンピュータ機器事案	1996年11月	1998年6月	HS1992
EC 骨なし鶏肉事案	2002年10月	2005年9月	HS1992
中国自動車部品事案	2006年3月	2009年1月	HS1996
EC 情報通信機器事案	2008年5月	2010年9月	HS1996

（出典）WTO 資料より筆者作成

28 WTO (2015) WT/L/969参照。

許内容について検討するにあたり、ウルグアイ・ラウンド妥結時の譲許表を解釈する必要があるとのことで、HS1992に基づいた解釈が行われたことから、ウエイバーの影響は受けないこととなる。

中国自動車部品事案については、中国の譲許内容について検討するにあたり、2001年12月の中国の WTO 加盟時の譲許表を解釈する必要があるとのことで、HS1996に基づいた解釈が行われたことから、ウエイバーの影響は受けないこととなる。

EC 情報通信機器事案については、EC の譲許内容について検討するにあたり、ITA 合意時の譲許表を解釈する必要があるとのことで、HS1996に基づいた解釈が行われたことから、ウエイバーの影響は受けないこととなる。

以上より、現行譲許表についてウエイバーを取得していても、実質的に譲許した時点の譲許表が確定して法的効果を持っている限りにおいて、WTO 紛争解決手続上の問題は生じないものと考えられる。

なお、HS 条約改正に伴う譲許表修正は、HS 改正の該当部分のみの修正であり、譲許表全体の置き換えではないことから、HS 改正に関係しない部分の譲許表については、以前の譲許表の効力がそのまま継続しており、HS 条約改正に伴い、譲許表を修正したとしても、ウエイバーを取得したとしても、法的効果に影響を与えるものではない。従って、HS 条約改正に伴う譲許表修正では実質的な修正は行わないとの前提に立てば、ウエイバーを認めた加盟国に対して、ガット2条違反を問えなくなるといった問題は生じないこととなる。

八．EPA 譲許表

日本が締結している EPA に関しては、HS 条約の改正に伴う譲許表の修正に係る義務の免除について、特段の規定はない。

(3) WTO 農業協定，民間航空機貿易に関する協定，医薬品関税撤廃，ITA 等 WTO 協定附属書の協定²⁹のうち，農業に関する協定附属書 1，繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定 2 条 6 及び 8 並びに附属書，民間航空機貿易に関する協定附属書では，対象品目を HS1992 により規定している。また，WTO の複数国間での分野別関税撤廃措置である医薬品関税撤廃³⁰及び ITA についても，各々 HS1992，HS1996 により対象品目が規定されている。

これらの協定・合意については，各 WTO 加盟国の譲許表に反映することにより，実施が担保されているが，特に，WTO 新規加盟国の譲許表には HS1992 よりも新しい版の HS が使われていることから，無用の混乱を避けるためにも，これらの協定類についても，現行の HS に合わせて協定改正等を行うことが望ましい。

なお，2015年12月にナイロビで開催された WTO 第10回閣僚会議において合意³¹された ITA の拡大品目の関税分類については HS 2007 で作成されており，現行の HS 2012 ではない。

(4) 小括

上記のとおり，WTO や EPA の譲許表で使用されている HS の版は，各国の国内の関税率表で使われている異なる版の HS が混在しているという実態がある。まずは，HS 条約の改正に伴う譲許表の修正手続を更に簡素化・迅速化するべく，WTO における議論を進めていく必要がある。これに関しては，WTO 事務局が提案した関税のデータベースを利用して譲許表の修正

29 原産地規則に関する協定 9 条 2 (c) 及び補助金及び相殺措置に関する協定 27.6 条では，HS に言及しているものの，HS 番号は参照していないことから，HS 条約改正の影響は受けない。

30 医薬品関税撤廃の対象品目の関税分類については，HS 委員会の検討結果が WTO に提供されている。

31 WTO (2015) WT/MIN(15)/25 参照。

作業を行う³²ことの実効性をよく見極めている必要がある。

しかし、日本を除く主要国は、日本のように、WTO と EPA の関税譲許について国内に直接適用しているのではなく、一旦、国内法に反映させた上で実施していることから、WTO 譲許表についてはウエイバーを取得することにより、WTO 関税譲許も含めて国内での実施が可能となっており、日本のみ事情が異なっている。

また、EPA の関税譲許については、外交公文の交換により、HS 条約改正に伴う譲許表の修正を行える規定が設けられている EPA については、速やかに改正作業を行うべきであろう。このような規定が設けられていない EPA については、今後の再交渉の際に、同様の HS 条約改正に伴う譲許表修正条項を加えるべきであろう。

このように、関税譲許と HS 改正の問題は、日本の固有の問題である面があることから、次に、日本の事情について検討する。

5．日本の事情（国内的な手続）

(1) 国内法体系

日本における関税関係の法令としては、関税定率法（明治43年法律54号）（以下、「定率法」という。）と暫定法が挙げられ、定率法別表の「関税率表」では基本税率について規定している。暫定法別表第一の「暫定関税率表」及び同法別表第一の三の「段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表」では暫定税率について規定している。暫定法別表第二の「農水産物等特惠関税率表」、同法別表第三の「鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表」、及び同法別表第四の「特惠関税例外品目表」では特惠税率について規定している。また、暫定法別表第五の「特別特惠関税例外品目表」では特別特惠関税について規定している。これらの国定税率につい

32 WTO (2011) WT/L/831参照。

では、HS条約の改正について、必要な法改正のうえ、効力発生の日から実施してきている。

一方、WTO及びEPAにおける譲許税率については、関税法（昭和29年法律61号）3条ただし書きの規定により、国内に直接適用していることから、HS条約改正に伴う譲許表修正については、所定の譲許表修正手続を経たうえで、国内で実施することとなる。

こうした関税関係の法体系については、

関税率の種類としては、制定方式により、国内法において規定される国定税率（基本税率、暫定税率、特惠税率等）と、国際約束により設定される協定税率がある。国定税率のうち、基本税率は、国内産業の状況等を踏まえた長期的な観点から関税定率法で定められており、また、暫定税率は、その時々を経済的要請等を勘案して基本税率を暫定的に修正するため一定期間に限り適用するものとして関税暫定措置法で定められている。特惠税率は、開発途上国を支援する観点から、特惠受益国等から輸入される一定の品目に適用されるものである。協定税率としては、WTO協定において譲許された税率や、経済連携協定交渉の結果に基づき二国・地域間において適用されるEPA協定税率がある。（関税法研究会，2006，P.14）³³

と説明されている。

基本税率³⁴、暫定税率、特惠税率、譲許税率は、各々目的が異なることから別個の根拠規定とともに別個の関税率表を規定することには一定の合理性があると考えられる。

33 引用文中の脚注は省略している。

34 定率法別表「関税率表」の基本税率が適用されるのは、WTO加盟国ではなく、便益関税も適用されない国に限られることとなる。WTO加盟国が162と大半の国となっている

(2) WTO 譲許と EPA 譲許の直接適用

日本は、1950年のガット加入時から、関税法3条ただし書きの規定を基に、関税譲許について国内に直接適用している。当時直接適用とした理由は明らかではないが、ウルグアイ・ラウンド妥結時を考えると、非農産品の関税譲許については5年から15年のステージング期間中、毎年1月1日に段階的に関税を削減するといった合意内容であったことから、全ての関税率を国内の関税率表に反映させることには無理があること、農産品については、毎年4月1日に段階的に関税を削減するといった合意内容であったことから、非農産品と同一の期間を対象とした各年の関税率表との規定には無理があること、毎年1月には非農産品について、4月には農産品についての2回、国内法を改正するということは現実的ではないこと、等から WTO 譲許を国内法に反映させたくて実施するということが 難しかったものと考えられる。

また、WTO の関税譲許の法的効果としては、ガット2条1(b)の規定による「譲許表の税率を超える通常関税を免除」するということであり、譲許表に定める関税率が上限であり、より低い関税率を適用することは協定に整合的である。従って、便宜的に「協定税率」と呼ばれる関税率があるが、これは厳密にいうと、「譲許税率を越す部分の適用を免除された国定税率」ということであり、協定税率を適用ということは法的には起こりえないこととなる。こうした性格の譲許税率を国内法にどのように規定するかも困難な問題である。

現在、ウルグアイ・ラウンド合意によるステージング期間は終了しているものの、ITA 対象品目拡大について新たに合意したことから、WTO 関税譲許については、上述の問題は継続しており、EPA については、多くの品目でステージング期間中にあり、上述と同様の問題が生じているところである。

ことから、基本税率が適用されるのは、北朝鮮、東チモール、レバノン、赤道ギニア、エリトリア、南スーダンの6ヶ国からの輸入、及び、WTO 非譲許品目の輸入と非常に限定されている現状を勘案すると、実際に輸入時に適用される実行税率のあり方について見直すべき点もあるのではないかと思料される。

従って、譲許税率を国内法に反映させたくて実施することは難しい状況にはかわりはない。

なお、WTO と EPA の関税譲許も勘案した実行税率のみを国内法に規定するというのであれば、関税率表の簡素化、ひいては貿易の円滑化につながるものと考えられ、選択肢の一つとなるのではないかと料される。また、この場合、WTO のウエイバーを取得するメリットもでてくることとなる。

(3) 実務上の対応

日本の WTO 譲許表は HS2002 であることから、WTO 協定税率が適用される貨物を輸入する場合で、関税率表番号が HS2007 又は HS2012 改正の対象である場合の輸入者は、現行の関税率表番号ではなく、HS2002 の関税率表番号で輸入申告することが必要となる。EPA に関しても日豪協定以外の EPA 特恵税率が適用される貨物を輸入する場合で、関税率表番号が HS 改正の対象である場合の輸入者は、当該 EPA の譲許表の HS の関税率表番号で輸入申告することが必要となる。

また、関税率表の一覧性の重要性についても指摘³⁵されており、法的なものではないものの、WTO 協定税率と EPA 税率も含めた現行の HS2012 に基づく「実行関税率表（2015年4月版）」が税関ホームページ上で公開されている³⁶。この実行関税率表には、WTO 協定税率で HS2007 改正又は HS2012 改正の対象となった関税率表番号に対応する「WTO 協定税率」欄には「 」を付している。

35 我が国の関税率体系は、関税定率法や関税暫定措置法といった国内関税法令で定められている「基本税率」「暫定税率」等の国定税率と、条約・協定で定められている「WTO 協定税率」「EPA 特恵関税率」等の協定税率から形成されている。個別物品に係る関税率については、各々の法令・協定において明記されているが、輸入者の利便性に資する等の観点から、今後、例えば、ホームページ上に全体像をわかりやすく示すなど関税率体系の一覧性の向上に向けた努力が必要ではないかと考えられる。（関税法研究会とりまとめ（2006）P.36から引用）

36 税関ホームページ参照。

なお、実行関税率表を発行している（公財）日本関税協会は、実行関税率表に、「旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表」及び「旧品目表に基づく EPA 税率が適用される品目一覧表」が附属され、輸入者への便宜が図られている（資料 8 参照）。

（資料 8）旧品目表が適用される品目数

	協定税率	EPA税率
品目数	26	35

（注）2015年の品目数をカウント

（出典）実行関税率表より筆者作成

一方、TPP については、日本の関税撤廃率が95%³⁷とされており、直近の日豪協定の関税撤廃率89%に比して大幅に高くなっていることから、TPP の税率が実行税率となる品目数も大幅に増加することが想定され、これまでの実務上の対応では大きな問題となることが考えられる。

（4）EPA 原産地の自己申告

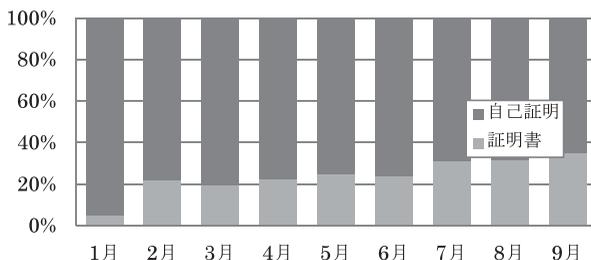
2015年1月15日に発効した日豪協定には、それまでの EPA における輸出当局の原産地証明書の提出に替えて、輸入者等による自己申告も認めることとされた。発効後の自己申告の割合の推移は徐々に減りつつあるが大半を占めている（資料 9 参照）。

輸出当局の原産地証明書の場合は、輸出国での関税分類に基づいて、輸出国での関税率表番号が記載されることとなろうが、輸入者等による自己証明の場合は、日本における関税率表番号で自己申告が行われることから、自己証明の方が実務上の問題が少なくなるものと考えられる。

また、TPP においても、自己証明制度が採用されていることから、今後は、自己証明が EPA の原産地制度において主流となっていくものと考えら

37 関税・外国為替等審議会（2015）参照。

(資料9) 日豪 EPA 原産地の自己申告の割合



(出典) 税関ホームページより著者作成

れる。これにより、原産地証明書による輸入は減少し、原産地証明書に記載された関税率表番号と日本の関税率表番号が異なるといった問題は少なくなるものと考えられる。

(5) 小括

日本が、WTO と EPA の関税譲許を国内に直接適用している現行制度を変更して、国内法に置き換えて関税譲許を実施しない限り、複数の HS が混在してしまう状況の抜本的解決を図ることはできない。しかし、これには多大な国内法改正作業が必要となること、現状、影響を受ける品目数は限られていることを勘案すると、抜本改正は現実的ではないことから、WTO ドーハラウンド妥結時等、大規模な改正を行う際までの検討課題とし、まずは、影響を最小化する方策を検討すべきであろう。

そのためには、旧税率が適用される品目について、税関ホームページ上で公開することにより、貿易手続きの一環としての予見可能性を高めていくことが必要であろう。

6．終わりに

関税率表で使われる品目表が国によって異なっては国際貿易の阻害要因になることから、世界で統一的に使われる品目表とすることを目的に HS が策定され、貿易円滑化に資するために各国は HS を関税率表に採用しているが、HS が社会的ニーズに基づいて改正されても、WTO や EPA の譲許表の改正が追いついておらず、複数の品目表が混在する状況となってしまうっており、統一適用という HS の効果を減じてしまっている面もある。

複数の版の HS が混在するという状況を回避するためには、HS 条約改正に伴う WTO・EPA の譲許表の修正を時宜を得たものとする必要があり、WTO においては実効性のある譲許表修正の簡素化手続きを追求することが必要であり、EPA については外交公文の交換による譲許表修正を着実に実施していく必要がある。

なお、HS 改正は、常に最新の状態を保つということであるので、上述の問題を解決するために、譲許表の修正作業の終了を待ってから次の HS 改正を行うといった改正の頻度を少なくするようなことはあってはならず、譲許表の修正手続の簡素化・迅速化を追求していく必要がある。

7．補論

2013年にインドネシアのバリで開催された WTO 第 9 回閣僚会議において合意された貿易円滑化に関する協定 (Agreement on Trade Facilitation) 3 条では、事前教示 (advanced rulings) について規定されており、5 項では発出された事前教示は、当該加盟国を拘束する旨が規定³⁸されている。

日本の場合、関税法 7 条 3 項の規定を受けた関税法基本通達 7 - 17 (納税

38 「5. An advance ruling issued by a Member shall be binding on that Member in respect of the applicant that sought it.」と規定。

申告等に係る事前教示)で規定されており、文書での関税率表適用上の所属区分等の照会に対しては、文書で回答することとされている。

仮に、関税率表適用上の所属区分等について照会のあった貨物が、WTO協定税率が適用され、かつ、HS2007又はHS2012改正の対象貨物であった場合、WTO譲許表のHS2002での関税率表番号を回答するか、現行のHS2012での関税率表番号を回答するかが問題となろう。日本は、上述のとおり、HS条約改正に伴う譲許表修正に関してガット2条のウエイバーは取得していないことから、現行のHS2012での関税率表番号を政府として公式に回答することは、ガット2条上の問題なしとはいえない。まして、当該回答が法的拘束力を持つとなるとなおさらのことである。

一方、この場合、適用税率に関わらず、現行の関税率表番号を回答すると対応もできよう。ただし、この場合、実際の輸入申告時に、輸入者は教示された関税率表番号ではなく、HS2002による関税率表番号で輸入申告する必要がある、手続きが複雑になる等、貿易円滑化の観点からは望ましくない。

従って、WTO協定税率適用貨物で、HS2007又はHS2012改正対象貨物である場合は、HS2002による関税率表番号を回答し、譲許表修正作業が了した場合にはHS改正後の関税率表番号が適用されることとなる旨を併せて照会者に説明する必要がある。

なお、この日本の事前教示制度が、貿易円滑化協定にいう法的拘束力をもつものかとの論点については、別途の機会に論じることとしたい。

参 考 文 献

麻野良二(2014)『平成25年度外務省委託事業「経済連携協定(EPA)を検証する」についての調査研究報告書』第2章原産地規則,日本国際フォーラム

浦田秀次郎(2014)『平成25年度外務省委託事業「経済連携協定(EPA)を検証する」についての調査研究報告書』序章,日本国際フォーラム

関税・外国為替等審議会関税分科会資料1(2015年10月27日開催)

関税法研究会(2006)『関税法研究会とりまとめ』財務省関税局

衆議院 (1974) 『第72回国会衆議院外務委員会議録』 5号 2頁

税関ホームページ http://www.customs.go.jp/tariff/2015_4/index.htm (2015年12月21日アクセス)

鶴田仁 (2006) 「国際経済法」財務省税関研修所

中内康夫 (2012) 「条約の国会承認に関する制度・運用と国会における議論 - 条約締結に対する民主的統制の在り方とは - 」 『立法と調査』 2012年 7月, 衆議院事務局企画調整室

中川文久 (2006) 「関税法研究会「とりまとめ」座談会」 『貿易と関税』 2006年10月号 4頁, 日本関税協会

日本関税協会 (2015) 「旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表」 『実行関税率表』, 日本関税協会

日本関税協会 (2015) 「旧品目表に基づく EPA 税率が適用される品目一覧表」 『実行関税率表』, 日本関税協会

Dayong Yu (2008年) “ The Harmonized System - Amendments and their Impact on WTO members' schedules ”

GATT (1983) “ GATT Concessions under the Harmonized Commodity Description and Coding System ”, L/5470/Rev.1

GATT (1993) “ Modalities for the Establishment of Specific Binding Commitments under the Reform Programme- (MTN.GNG/MA/W/24 ”

GATT (1993) “ Preparation of the Uruguay Round Schedules of Concessions on Market Access ”, MTN.GNG/MA/W/25

Jurgen Richtering (2012) “ ITA Products Transposition from HS2002 to HS2007 ”

WCO (1983) “ Rules of Procedure of the Harmonized System Committee ”

WCO (2014) “ Amendments to the Nomenclature appended as an Annex to the Convention ”, NG0212B1

WCO (2014) “ Recommendation of 11 June 2015 of the Customs Co-operation Council concerning the Amendments to the Nomenclature appended as an Annex to the Convention ”, NG0220B1

WCO (2015) “ Position Regarding Contracting Parties (as of 30 June 2015) International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System ”, NG0222E1a

WTO (1998) “ European Communities - Customs Classification of Certain Computer Equipment - Report of the Panel ”, WT/DS62/R, WT/DS67/R, WT/DS68/R

- WTO (1998) "European Communities - Customs Classification of Certain Computer Equipment - Report of the Appellate Body", WT/DS62/AB/R, WT/DS67/AB/R, WT/DS68/AB/R
- WTO (2002) "Introduction of Harmonized System 2002 Changes into WTO Schedules of Tariff Concessions", WT/L/469
- WTO (2003) "United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Certain Steel Products - Final Reports of the Panel", WT/DS248/R, WT/DS249/R, WT/DS251/R, WT/DS252/R, WT/DS253/R, WT/DS254/R, WT/DS258/R, WT/DS259/R
- WTO (2003) "United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Certain Steel Products - Report of the Appellate Body", WT/DS248/AB/R, WT/DS249/AB/R, WT/DS251/AB/R, WT/DS252/AB/R, WT/DS253/AB/R, WT/DS254/AB/R, WT/DS258/AB/R, WT/DS259/AB/R
- WTO (2005) "European Communities - Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts - Report of the Panel", WT/DS269/R, WT/DS286/R
- WTO (2005) "European Communities - Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts - Report of the Appellate Body", WT/DS269/AB/R, WT/DS286/AB/R
- WTO (2006) "Introduction of Harmonized System 2007 Changes into WTO Schedules of Tariff Concessions", WT/L/675
- WTO (2008) "China - Measures Affecting Imports of Automobile Parts - Report of the Panel", WT/DS339/R, WT/DS340/R, WT/DS342/R
- WTO (2009) "China - Measures Affecting Imports of Automobile Parts - Report of the Appellate Body", WT/DS339/AB/R, WT/DS340/AB/R, WT/DS342/AB/R
- WTO (2010) "European Communities and its Member States - Tariff Treatment of Certain Information Technology Products - Reports of the Panel", WT/DS375/R, WT/DS376/R, WT/DS377/R
- WTO (2010) "International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System, Changes in the Harmonized System to be introduced on 1 January 2012", G/MA/W/100
- WTO (2011) "Correlation Tables 2007/2012, Introduction of Harmonized System 2012 Changes", G/MA/W/105,
- WTO (2011) "Procedure for the Introduction of Harmonized System 2012 Changes to Schedules of Concession using the Consolidated Tariff Schedules (CTS) Database",

WT/L/831

WTO (2011) “ Introduction of Harmonized System 2012 Changes into WTO Schedules of
Tariff Concessions ”, WT/L/834

WTO (2015) “ Situation of Schedules of WTO members ”, G/MA/W/23/Rev.11

WTO (2015) “ Introduction of Harmonized System 2012 Changes into WTO Schedules of
Tariff Concessions - Waiver Decision of 30 November 2015 , WT/L/969 ”

WTO (2015) “ World Tariff Profiles 2015 ”, WTO

WTO (2015) “ Ministerial Declaration on the Expansion of Trade in Information Technolo-
gy Products ”, WT/MIN(15)/25

